

資料 2 - 1

地方税財源の充実確保に関する緊急要望

本年4月の地方分権一括法の施行により、実施段階を迎えた地方分権を確立するため、地方税財源を拡充強化することが喫緊の課題となっている。

また、大幅な財源不足が継続し、巨額の借入金残高を抱える地方公共団体において、財政の健全化を図るため、自ら行う徹底した行財政改革にあわせ、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について、早急に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方税について、地方における歳出規模と地方税収の乖離を極力縮小する方向で、国と地方公共団体の役割分担を踏まえた国と地方との税源配分について見直しを行い、税源移譲などにより、早急に地方税源を拡充強化すること。
- 2 国庫補助負担金の廃止・縮減や国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴って必要となる地方税、地方交付税等の地方一般財源を確保すること。
- 3 分権型社会の構築に向け、自主的・主体的な行財政運営を行うことのできる地方税財政構造を確立すること。

平成12年 7 月 18 日

全 国 知 事 会